

再審

再審とは

再審とは、行政審議室（Office of Administrative Hearings : OAH）または当局に最終審決を訂正することを求めるものです。

再審は、ご本人または地域センターが以下を疑う場合に要請することができます。

- 事務的なミス
- 事実誤認
- 法律上の誤り
- 審議官が資格を放棄すべきだったのにしなかった

再審を要請するには

再審要請は、最終審議結果を受け取った日から15日以内に行う必要があります。要請は書面で行われる必要があります。そこには、事務的なミス、事実誤認、または法律上の誤りがあったと考える具体的な理由が書かれている必要があります。審議官が資格を放棄すべきだったのにしなかったと考える場合は、その理由を説明する必要があります。資格剥奪（放棄）とは、調停委員や審議官が公正または公平でないと考える場合に、調停委員や審議官の変更を要請することです。また、地域センターと発達障害サービス局（DDS）またはOAHにも要請書のコピーを送る必要があります。

再審要請後の手続き

地域センターは、要請に反論または支持する情報を提出することができます。最終審決が審議官によってなされた場合、別の審議官が再審要請を審査します。

期限内に再審要請を行った場合、現行サービス（支援支給保留）は再審決から10日後まで継続されます。

再審要請書が受領されてから15日以内に以下のいずれかの決定が下されます。

- 却下
- 受諾され、決定が修正される
- 受諾され、再審が予定される再審は、要請が受諾された日から50日以内に行われるものとしてします。

再審決は、決定から1日以内にご本人と地域センターに通知されるものとしてします。希望する言語で書かれた再審決をお送りします。



事務的なミス、事実誤認、法律上の誤りを修正する決定は、再審決から5営業日以内にご本人、地域センター、発達障害サービス局に送られるものとします。

法廷に進む上で再審を受けることは必須ではありません。

支援を受けるには

各機関では、異議申し立ての権利を理解するための支援を提供しています。以下のリンク先の「Getting Help」タブをクリックすることで、支援提供機関を見つけることができます。[ランターマン法異議申し立て情報パッケージ - カリフォルニア州発達障害サービス局](#)

